

## 令和6年度住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、山辺町における持家住宅の建設促進による住環境の整備、地元関連業界の振興、消費需要の拡大及び景気浮揚、さらに定住促進を図るため、新築住宅の建設工事に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関し山辺町補助金等の適正化に関する規則（平成3年規則第13号。以下、「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町内 山辺町内をいう。
- (2) 持家住宅 町内に自ら居住する住宅又は居住する予定の住宅をいう。
- (3) 建設工事 持家住宅の新築工事をいう。
- (4) 町内業者 町内に住所を有する個人事業者又は町内に本店、支店若しくは営業所を有している法人をいう。
- (5) 諸税等 町県民税、軽自動車税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、下水道使用料、下水道受益者負担金、町営住宅使用料、大蔵簡易水道使用料、築北簡易水道使用料、杉下飲料水供給施設使用料、西黒森・檜実沢・摂待飲雑用水供給施設使用料をいう。

### (交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 持家住宅の建設工事を行う者
- (2) 建設工事において、町内業者と請負契約を締結する者
- (3) 申請時において山辺町に住所を有する者又は工事完了届の提出時までに山辺町に転入し、居住する予定である者
- (4) 建設工事を行う持家住宅に居住する全員について諸税等に滞納がないこと。
- (5) 令和7年2月28日までに、工事完了届を提出することができる者
- (6) 山辺町暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同上第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。

### (交付対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる建設工事（以下「交付対象工事」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 建設工事に要する費用の総額が300万円以上であること。

(2) 建設工事を施工するにあたり、町内業者と請負契約を締結すること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、1件当たり30万円とする。

2 建設工事に要する費用には、工事に附随する設計費及び工事監理に要する経費並びに消費税・地方消費税を含めることができる。

3 第1項の規定により算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、交付対象者及び交付対象工事を行う住宅1戸につき1回限りとする。

(交付申請)

第6条 規則第5条の規定にかかわらず、補助金交付申請書の様式は、住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金交付申請書(様式第1号)(以下「補助金交付申請書」という。)によるものとする。

2 交付対象者は、当該申請に係る建設工事に着手する前までに、補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 建設工事設計図

(2) 建設工事に係る見積書の写し

(3) 建設工事の施工箇所の写真(着工前のもの)

(4) 住民票謄本

(5) 前年度の納税証明書(町外在住者のみ)

(6) その他町長が必要と認める書類

(申請内容の変更等)

第7条 規則第7条第1項第1号の規定により交付申請者が、交付対象工事の内容の変更又は中止について承認を受けようとする場合は、山辺町新築住宅等建設工事内容変更(中止)承認申請書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定等の通知)

第8条 規則第8条及び第10条第3項に規定する交付決定等の通知は、住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金交付決定通知書(様式第3号)、住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金変更決定通知書(様式第4号)及び住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金不支給決定通知書(様式第5号)によるものとする。

2 町長は、補助金の交付決定に当たり、交付の目的を達成するために必要な条件を付すことができる。

(実績報告)

第9条 規則第14条の規定にかかわらず、実績報告書の様式は、山辺町新築住宅建設工事完了報告書(様式第6号)(以下「工事完了報告書」という。)によるものとする。

2 交付対象者は、工事完了報告書を工事完了の日から1月を経過した日若しくは令和7

年2月28日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならず、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 建設工事の施工箇所の写真（工事中及び工事完了後のもの）
- (2) 建設工事に係る工事請負契約書及び領収書の写し
- (3) 住民票謄本（申請時に本町に住所を有していない場合）
- (4) その他町長が必要と認める書類  
（補助金額の確定）

第10条 町長は、補助金の額を決定した場合は、住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金額確定通知書（様式第7号）により交付対象者に通知するものとする。

（補助金額の請求）

第11条 交付対象者は、前条の規定による補助金額の確定の通知を受けたときは、速やかに住み続けたい街山辺新築住宅建設支援事業補助金請求書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（適用除外）

第12条 建設工事が建築基準法（昭和25年法律第201号）を含めた他の法令を順守しない又はこれらの法令に定める手続を適切に行わない工事には、適用しない。

2 交付申請者が他制度による補助金等（利子補給制度を含む。ただし、令和6年度山辺町老朽危険空き家解体事業補助金及び山辺町危険ブロック塀等除去費用補助金交付事業、山辺町生け垣設置奨励補助金交付を除く。）との重複申請をした場合には、原則適用しない。

3 第8条の交付決定の日より前に建設工事に着工した場合には適用しない。

（補助金の返還）

第13条 補助金の交付を受けた者が前条までの規定に違反した場合、町長は補助金の返還を求めることができる。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和7年3月31日限りその効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

3 前項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までに交付された補助金については、この告示の失効後も、第13条の規定は、なおその効力を有するものとする。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

山辺町長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金交付申請書

令和6年度住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、住み続けたい街山辺新築住宅建設支援事業補助金の交付を申請します。なお、申請にあたり申請者並びに関係者について、納税状況を照会されることに同意します。

記

工 事 場 所	山辺町	
住宅等の所有者	<input type="checkbox"/> 申請者本人 ※本人の場合は次欄の理由記入不要 <input type="checkbox"/> その他（氏名 住所 ）	
申請者が住宅所有者でない理由 ※申請者所有の場合 は記入不要	<input type="checkbox"/> 申請者が住宅の固定資産税納税義務者（所有者との続柄： ） <input type="checkbox"/> その他（所有者との続柄： ） （理由： ） ※相当の理由がない限り住宅所有者のみ申請者要件を満たします。	
工 事 内 容	<input type="checkbox"/> 新築 （ m <sup>2</sup> ）	
建築物の用途	<input type="checkbox"/> 専用住宅 <input type="checkbox"/> 店舗 <input type="checkbox"/> 併用住宅	
建物の構造	<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
施 工 業 者	住所 名 称 担当者 電話番号	
工 事 期 間	工事開始	年 月 日（予定）
	工事完了	年 月 日（予定）
工事費総額	円	
補助申請額	円	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 工事図面 <input type="checkbox"/> 見積書の写し <input type="checkbox"/> 施工箇所の写真（着工前のもの） <input type="checkbox"/> 住民票謄本 <input type="checkbox"/> 前年度の納税証明書（町外在住の方のみ） <input type="checkbox"/> その他（ ）	

(様式第1号の裏面)

## 誓約書

山辺町長 殿

私は、令和6年度住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金交付要綱の規定に基づく補助金等の交付の申請を行うに当たり、山辺町暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第3号に規定する暴力団員等、又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことをここに誓約いたします。

また、この誓約に違反又は相違があり、山辺町補助金等の適正化に関する規則（平成3年規則第13号）第17条の規定により補助金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同規則第19条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることを誓約いたします。

あわせて、町長が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警察へ照会がなされることに同意いたします。

年 月 日

住 所

氏 名

印

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

山辺町長 殿

申請者 住所  
氏名  
電話

山辺町新築住宅建設工事内容変更（中止）承認申請書

年 月 日付け第 号で交付の決定の通知があった住宅等の建設工事について変更（中止）したいので、令和6年度住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

工 事 場 所	山辺町		
区 分	<input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 中止		
変 更 の 内 容	変更前	変更後	
	<input type="checkbox"/> 工事内容		
	<input type="checkbox"/> 工事費総額	円	円
	<input type="checkbox"/> 補助申請額	円	円
理 由			
添 付 書 類 ※変更時のみ	<input type="checkbox"/> 工事図面 <input type="checkbox"/> 見積書の写し <input type="checkbox"/> 施工箇所の写真（着工前のもの） <input type="checkbox"/> その他（ )		

様式第3号（第7条関係）

第 一 号  
年 月 日

様

山辺町長

住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金について、山辺町補助金の適正化に関する規則（以下、「規則」という。）第6条の規定により、下記のとおり補助金を交付することに決定したので、規則第8条の規定により通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付条件

- （1）補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業でその内容は申請書記載のとおりとする。
- （2）補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合及び補助事業を中止する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- （3）補助事業を完了したときは、完了後1月以内又は令和7年2月28日のいずれか早い時期までに実績報告書を町長に提出しなければならない。
- （4）この住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金に係る書類は、翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- （5）建築基準法など施工に係る他の法令を順守したうえ、法令が定める申請が必要な場合は、これらを適切に行わなければならない。

第 一 号  
年 月 日

様

山辺町長

住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで内容変更申請のあった住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金について、山辺町補助金の適正化に関する規則（以下、「規則」という。）第6条の規定により、下記のとおり補助金を交付することに決定したので、規則第8条の規定により通知します。

記

1 補助金の額

変更前の額（決定済額）	金	円
今回変更となる額		円
変更後の補助金額	金	円

2 交付条件

- 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業及び年 月 日で変更申請のあった事業で、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 補助事業者は、補助事業の内容を変更する場合及び補助事業を中止する場合は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。
- 補助事業を完了したときは、完了後1月以内又は令和7年2月28日のいずれか早い時期までに実績報告書を町長に提出しなければならない。
- この住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金に係る書類は、翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- 建築基準法など施工に係る他の法令を順守したうえ、法令が定める申請が必要な場合は、これらを適切に行わなければならない。

様式第5号（第8条関係）

第 一 号  
年 月 日

様

山辺町長

住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金 不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金について、下記の理由により、補助金を交付決定することができませんでしたので通知します。

記

- 1 交付できない理由
- 2 その他摘要事項

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

山辺町長 殿

申請者 住 所  
氏 名  
電 話

山辺町新築住宅建設工事完了報告書

年 月 日付け第 号で交付の決定の通知があった住宅等の建設工事が完了したので、令和6年度住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定により報告します。

工 事 場 所	山辺町
工 事 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日
工 事 費 総 額	円
補 助 申 請 額	円
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 工事請負契約書の写し <input type="checkbox"/> 施工箇所の写真（工事中、完了後） <input type="checkbox"/> 領収書等の写し <input type="checkbox"/> 住民票謄本（申請時に本町に住所を有していない場合） <input type="checkbox"/> その他（ ）
備 考	

様式第7号（第10条関係）

第 一 号  
年 月 日

様

山辺町長

住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金額確定通知書

年 月 日付で提出のあった山辺町新築住宅建設工事完了報告書について審査した結果、助成金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められるので、山辺町補助金等の適正化に関する規則第15条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の額 金 円

様式第8号（第11条関係）

住み続けたいまち山辺新築住宅建設支援事業補助金請求書

年 月 日

山辺町長 殿

申請者 住 所  
氏 名 ⑩  
電 話

年 月 日付け第 号で交付の確定の通知のあった住み続けたい  
まち山辺新築住宅建設支援事業補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

補助金額 金 円

振込先	銀行 信用金庫 組 合											本店 支店 出張所		
	1 普通預金 2 当座預金	口座 番号												
口座名義人	フリガナ													
	氏 名													

記入上の注意

- ・中段左側に記入する日付は、**完了検査後に補助金が確定した日**ですので、**交付決定の日ではありません**。記載誤りのないようお願いします。
- ・口座番号は、右詰めで記入してください。
- ・ゆうちょ銀行口座の場合は、通帳を1ページ開いて左下に記載されている『この口座を他金融機関からの振込の受取口座として利用される際は次の内容をご指定ください』の部分を支店名及び口座番号として記載してください。
- ・補助金の支給が遅れる原因となりますので、記入誤りのないようお願いします。
- ・口座番号等がわかる通帳の写しを添付してください。